

接続約款変更認可申請書

2/4

東相制第 14-0021 号
平成 26 年 5 月 20 日総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案

旧

新

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線（光局外スプリッタを含むもの）に限り、以下この条及び次条において同じとします。）について、別表3（様式）様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散（2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。）されているかどうかの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。

2 接続申込者は、第10条の2（事前照会）第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。

(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否

(2) (略)

3 接続申込者は、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望（テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。）することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否

(2) (略)

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線（2の光局外スプリッタを含むもの）の同士の組み合わせは1の光局外スプリッタを含まないものとし、別表3（様式）様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散（2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。）されているかどうかの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。

2 接続申込者は、第10条の2（事前照会）第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。

(1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線（事前照会申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限ります。）とのテープ分散による接続の可否

(2) (略)

3 接続申込者は、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望（テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。）することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

(1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線（接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限ります。）とのテープ分散による接続の可否

(2) (略)

料金表

第1表 接続料金

第2表 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) テーブ 分散による 光信号 端末回線 の確認及 びテーブ 分散可否 調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテーブ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを含む。)	1 区間ごと	(略)	

料金表

第1表 接続料金

第2表 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) テーブ 分散による 光信号 端末回線 の確認及 びテーブ 分散可否 調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテーブ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用 (光信号端末回線のテーブ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを含む。)	(ア) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの (イ) 光局外スプリッタを含むまないもの光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	(略) 2,776 円	

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごと	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごと	(略)	—
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごと	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	<u>(7) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの</u> <u>(4) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの</u>	1区間ごと	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	<u>(7) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの</u> <u>(4) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの</u>	1区間ごと	(略)	—
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	<u>(7) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの</u> <u>(4) 光局外スプリッタを含むまないもの同士の組み合わせに係るもの</u>	1区間ごと	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。

	才 第 34 条の 10 第 7 項に規定する事項の 調査に要する費用	1 区 間 ご とに	(略)	
--	--	---------------	-----	--

	才 第 34 条の 10 第 7 項に規定する 事項の調査に要す る費用	(7) 光局外ス ブリッタを含む まないの同 士の組み合わ せに係るもの	1 区間ご とに	(略)	
		(4) 光局外ス ブリッタを含む まないのと 光局外スプリ ッタを含むもの の組み合わ せに係るもの	1 区間ご とに	4,213 円	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。